

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第 15 回会議
開催日時	平成 13 年 12 月 27 日（木） 午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分
開催場所	田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 加藤保健福祉部長（説明員） 坂井企画部長 柏木企画部参与 尾崎企画課長 神作主幹 飯島主査 新井主査 伊佐美主査
議題等	1 第 13 回・第 14 回会議会議録の確認について 2 組織について 3 答申項目について 4 その他
会議資料	中小企業従業員退職金等共済制度について..... 資料 1 学校教育における私費公費負担の原則..... 資料 2 主な公共施設の管理運営費（平成 12 年度決算）..... 資料 3 駅施設（エレベーター・エスカレーター）整備に係る補助制度一覧 資料 4
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録（内容、別紙会議録の通り）

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成13年度 第15回会議録

委員長：皆さん、おはようございます。しばらくぶりでしたが、ただいまから今年最後になります第15回西東京市行財政改革推進委員会を行いたいと思います。まず、本日の会議の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局：おはようございます。本日は、まず、第13回と第14回の会議録の確認を行っていただき、次に組織について、加藤保健福祉部長から保健福祉部の組織、事務事業等について説明をさせていただきます。その後「答申項目について」といたしまして、行革委員会で答申すべき内容につきまして各委員からご意見をいただく予定です。最後に「その他」といたしまして、来年の日程等の調整をさせていただきます。よろしくをお願いします。

委員長：では、第13回と第14回会議の会議録の確認を行いたいと思います。

(会議録を確認)

副委員長：会議録の確認なのですが、修正後のものをいただけないですか。

事務局：本日、これまでの会議録の確認済みのものをお出ししています。

副委員長：会議録の表現と発言者の発言趣旨とはニュアンスが違う場合があり、これまでも委員会のなかで訂正をしてきたわけですが、必ずしもこのような手続を踏む必要があるのかと思います。全て会議のなかで訂正をする手続が必要ですか。

事務局：事務局としましては、何らかの形で会議録を確認していただければよいと思っています。といたしますのは、委員会の会議録は、情報公開の対象となっておりまして、委員会で確認しなければ公開の対象としておりませんので、確認をしていただく必要があります。事務局としましては、何らかの形で確認していただければ、その手続については、委員会の都合のよい方法に従います。

委員長：今回たまたま私の訂正が多かったのですが。

副委員長：今回は私の訂正もかなりの量でしたので、事前にメールで送っておいたわけですが、少ないときはよいのですが、全てこの場で確認するのは大変だと思います。

委員長：では、提案ですが、訂正箇所を赤字で訂正するなどして事務局に渡すなどの方法でいかがですか。簡単な訂正でしたら、ここで話すのもいいと思いますが。

高梨委員：副委員長の言われることもよく分かります。ニュアンスの訂正を書面で事務局に

渡すことなどを私も2回ほどやっていますから、臨機応変にやっているつもりですが。

副委員長：これまでそれほど問題はなく、気にならなかったのですが、今回のように訂正が膨大になりますと、この場でいちいち直すのは大変ですから、その辺りは各委員の判断にお任せしてもいいのではないかと思います。

委員長：今回は、内容的に視察先であるとか労働組合にかかわることなど、誤解されてもいけませんので訂正も多くなってしまいましたが。

高梨委員：透明性が確保されればいいと思います。発言内容が全く変わるのとは問題ですが、ニュアンスの違いや複雑な言い回しを修正するわけですから、事務局に任せてもいいと思います。

副委員長：委員の訂正依頼により事務局の責任において訂正した場合、訂正後の会議録を我々が見る機会がないと委員の意図するように訂正されないまま公表されてしまうおそれがあります。

委員長：ファックスとかメールなどを利用して事前に送っておくのもいいでしょうね。

副委員長：訂正が膨大なときは、活字として送ることもあろうかと思います。

事務局：そうしますと、事前に原稿をいただきなり、口頭で訂正していただいたものを事務局で整理して、その確認をもって会議録の確認行為とするということでもいいわけですね。

委員長：そうです。そのようにお願いいたします。それでは次の議題である保健福祉部の組織についてお話してもらいます。

(保健福祉部長から保健福祉部の組織、事務事業等について説明)

委員長：かなり専門的な話でしたので、各委員からの質疑で理解を進めていきたいと思いません。

松山委員：最後に言われた直営で建設する施設というのは、3億700万円の予算を計上されている総合福祉センターのことですか。

保健福祉部長：それは、おおむね2万人に1カ所設置することとされている地域型在宅介護支援センター7ヶ所を統括する基幹型在宅介護支援センターのことです。これはお金をかけるわけではなく人的対応により設置します。介護福祉士、保健婦等の専門職の正規職員3人を配置するものです。

松山委員：介護保険は赤字を補てんする制度にはなっていないという説明がありました。国保のように赤字を補てんし続ける事態になることを心配するのですが、介護保険では本当に大丈夫なのですか。

保健福祉部長：介護保険では5ヶ年計画を作り、3年ごとに見直すことになっています。そして保険給付の総量が保険料総額を上回るときは、不足分を1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みになっているわけです。国保については、国が定める保険料の限度額まで引き上げた場合でなお赤字が出るときは、一般会計から補てんをしています。ただ、限度額まで引き上げないで赤字を補てんすることは自治体の政策的判断によるものと思います。西東京市では国保の赤字が19~20億円となり一般会計から補てんしていますが、法の精神からすると保険料を限度額まで引き上げるべきものです。西東京市の場合は、保険料算定に当たり、均等割・平等割・資産割・所得割といった4区分方式という農村型の方式をとっており、(区部は均等割・所得割の2区分方式)この方式では大きく赤字が生じるということがあります。

委員長：生活保護の7.6という数値は何に対しての比率ですか。

保健福祉部長：人口に対してです。千分比ですから、0.76%ということです。

委員長：西東京市の高齢者比率が異常に高いという説明がありましたが、なぜですか。

保健福祉部長：いろいろ要因はあると思いますが、ひばりが丘公団だけでも高齢者比率は23%と高いですから、集合住宅が多いと高齢者比率を高めるようです。昭和30年代のベッドタウン現象で、区部に隣接した地域では、一般に高齢者比率は高いものと思われま。社会的移動によるものではありません。

松山委員：事業の運営形態ですが、介護保険の場合には、事業者を指定して運営は社会福祉協議会がやっていると理解しましたが、これは直営とはどう違うのですか。

保健福祉部長：先ほど申し上げたのは、2ヶ所の障害者福祉センターのことで、これは社会福祉協議会に運営を委託しています。介護保険の場合、介護サービス事業者の99%は株式会社かNPO法人です。

松山委員：それらは独立した民間企業だから赤字補てんすることはないということですね。では、先ほどの社会福祉協議会の委託に対して赤字補てんはしますか。

保健福祉部長：あくまでも公の施設ですので市が直営するのが原則となっていて、そのうちの管理運営だけを委託していますので、受託の範囲内で運営しているだけですから、通常赤字は出ませんし、まして赤字に対しては補てんできません。

松山委員：かかった費用は全て市の負担ということですね。

保健福祉部長：そうです。ただ、社会福祉協議会やシルバー人材センターは市に関連する公益法人ですから、コスト論からすると大して期待はできないと思います。コスト論からすると、他の社会福祉法人や将来的にはNPO法人や株式会社への委託も視野に入れなければならないと思います。

松山委員：それはやろうと思えばできることですか。制度上の制約があるのですか。

保健福祉部長：市の公の施設の設置の際には、必ず条例により設置することになっており、この条例の中で管理運営について社会福祉法人に委託するとされています。福祉施設の委託については社会福祉法人に限定されております。将来的には株式会社への委託についても制度改革により可能になると考えています。

松山委員：そうすると市の職員は何をやっているのですか。例えば介護保険以外にもいろいろサービス事業の説明がありましたがそういうことを直営でやっているわけですか。

保健福祉部長：各種福祉サービスについては、様々な社会福祉法人に委託しているわけで直営でやってるわけではありません。

松山委員：直営でないといっても、直接職員が担当していないというだけで、費用は市が負担しているということですね。

保健福祉部長：そうです。市の直営による人的サービスは、人件費がかかりますから、他の機関に委託しています。

高梨委員：委託化でどのくらい安くなりますか。

保健福祉部長：サービスの内容によりますが、例えば保育園では、社会福祉法人への委託で3割減、株式会社への委託で5割減と言われています。障害者福祉センターについては、社会福祉協議会にしか委託できませんので、現実にコスト比較ができないのが現状です。

委員長：西東京市の介護保険料の額は26市中23番目という説明がありましたが、上位と下位とではどれだけ金額に格差があるのですか。

保健福祉部長：800円ぐらいの差があります。これは、行政区域内にサービス施設等のサービス基盤があるかどうか起因しています。措置制度は行政区域内で行政処分をするわけですが、介護保険制度には行政区域は関係ありません。他の行政区域の事業者とも契約行為ができるのが介護保険制度の特徴なのですが、保険料のベースになるのはサービスの基盤が当該地域にあるかないかということです。仮に特別養護老人ホームが西東京市の実際のニーズ以上に多いと、保険料が高くなり、他市からの利用者が多くなるということです。これは介護保険制度の矛盾となっています。保険料の差は、サービス基盤の整備によるものということです。特別養護老人ホームの東京都の平均基盤率が1.52なのに対し、西東京市は1.84で高い数値となっています。練馬区、杉並区は平均以下です。平均より低い自治体には優先的に補助金や地方債が割り当てられるようです。ただし、西東京市には特別養護老人ホームは突出して多いのですが、長期療養型病床群については、少し不足しています。特別養護老人ホームと長期療養型病床群の存在が介護保険料に大きく影響しています。

松山委員：自治体区域にとらわれず、近隣施設を利用できることになっているのですね。

保健福祉部長：社会福祉 8 法といわれる関係法令の改正がなされ、社会福祉の基礎構造改革の皮切りとして介護保険が始まっています。今後あらゆる福祉サービス全体のあり方が変わっていきます。これまで行政が無料で与える福祉であったのが、負担能力に応じて個人負担をお願いするようになっていきます。

副委員長：介護保険は極めて自己完結的なシステムというのはよく分かりました。ところで保健福祉部として今抱えている課題・問題点は何ですか。

保健福祉部長：西東京市だけでなく、保健福祉行政全体に言えることですが、国や都の政策が全体の約 8 割を占めています。法令等に基づく施策がほとんどですので、西東京市単体の施策としては、健康づくりが施策上の課題だと思っています。

副委員長：確かに福祉行政は、国や都の施策を実施する部分が大きいと思いますが、それだけにそれ以外の部分で、市の特色ある福祉というものを考えていく必要があると思います。西東京市の場合は、健康づくりに重点を置いていくということになるわけですね。

委員長：ジャーナリズムでは、どこの市の福祉が手厚いかなどということをよく取り上げていますが、西東京市の福祉の水準はどの程度ですか。

保健福祉部長：健康づくりのほかにも独自施策もやっていますし、比較的上位のランクにあると思います。

委員長：区部と比べてどうですか。

保健福祉部長：東京都の区への財政調整については、交付金制度の中で総合調整され、これにより各区の政策が異なっていますから、必ずしも統一されていません。統一されたものとしては、例えば乳幼児医療が 0 歳から 7 歳まで無料であるというようなことは統一されていますが、その他の細かい部分は、西東京市にあって区部にないといったものもあります。

委員長：福祉に手厚い自治体に外部から流入するようなことがあるのですか。

保健福祉部長：措置制度下においては、報道等に刺激されて全国から転入者が顕著であった時代もありました。しかし介護保険制度のスタートにより状況は改善されてきているようです。

委員長：「健康日本 21」というのは具体的にどんなことをやっていますか。

保険福祉部長：厚生労働省の健康づくりの国民運動で、9 項目 70 種類ぐらいのテーマがあります。例えば、たばこの喫煙率を 10 年間で 5 割以下にするとか、生活習慣病予防のために健康相談とか栄養教室を自治体が開催するとかいう運動です。長寿社会への対応で東京都などでも「健やか親子 21」として児童虐待の防止の観点からも予防検

診の強化をするなどの取り組みを展開しています。つまり国、自治体あげてアクションプランを作っていくわけです。

倉本委員：市報にもお年寄りの栄養指導の記事が載っていました。

保健福祉部長：栄養指導以外にも、老人保健法に基づく病後の機能回復訓練についても市では取り組んでいます。こういうことも「健康日本 21」の中に含まれます。

松山委員：8割くらいが、国の施策になっているということですが、いわゆる横出しとか上乘せとかの余地はあるわけですね。

保健福祉部長：介護保険制度の中で横出し・上乘せをすることは介護保険料に負担を求めることとなりますが、法に反しない限りにおいて横出し・上乘せは可能です。ただし、一般財源を使つての横出し・上乘せは違法となります。

松山委員：これからの自治体の福祉は独自色を出していくことが重要になりますが、工夫の余地があり、内容を良くしていくことができないわけではないということですね。

保健福祉部長：先ほども独自の部分を考えるべきではないかとのこと指摘でしたが、法に反しない限り可能なものですから、法に反すると知事から是正勧告を受けることとなりますので、何をやってもいいわけではないのです。

副委員長：地方自治法の改正により是正命令でなく是正勧告に変わったわけですから敢えてやってみるくらいでないと言えませんが、限界点が見えてこないとも言えます。

保健福祉部長：市民が期待する施策については、いい意味で勧告を受けても市民の信頼を受けられることができると思いますけど。

松山委員：そういう事例がどんどん出てくようになると、国の規制自体が変わる可能性もありますから、今後市の独自施策が非常に大事になると思います。

副委員長：広報に関して、パンフレットの作り方なんですけど、サービスを受ける側からすると、サービスの種類や費用負担の有無などが重要な情報なので、市民の必要とする情報を前面に分かりやすく出すように留意してほしいと思います。

保健福祉部長：わかりました。今後とも調査研究を重ねて、市の独自政策の充実について努力していきます。

委員長：どうもありがとうございました。では保健福祉部については終わりとしたしまして、次の議題に移る前に本日配布された資料について説明してもらえますか。

（事務局から資料 1 ～ 4 の説明）

委員長：保育園については、三鷹市では直営で 1 億 7,000 万円の運営費が、民間委託により

約半分でしたね。

事務局：そうです。

委員長：駅施設については、駅構内・構外で3億円ずつになっていますね。

事務局：そうです。合わせますと1駅6億円ぐらいかかることになります。

委員長：6億かけてエレベーター2基、エスカレーター2基設置するということですが、エスカレーター2基というのは上りだけということですか。

事務局：同じ階段ですと振り分けと思います。必ず上り下りはあると思います。

委員長：現在、駅ごとの整備計画はどうなっていますか。

事務局：都市整備部によれば、保谷駅は、13年度に北口のエレベーター、エスカレーターの設置と自由通路の整備をし、14年度に南口にエスカレーターを設置し、15年度に駅構内にエレベーターを整備します。他の駅については、西武鉄道と交渉して14年度にエレベーター、エスカレーターの設置に関する基本的な計画を作っていきたいと考えています。

委員長：わかりました。では、次に答申項目についてということで、意見交換をしたいと思います。事務局から「行革答申(案)と想定される行革項目」というものが提出されていますので、その骨格と具体的項目を説明してもらいます。

(内容について各項目の概要を説明)

事務局：これは、国の行革大綱と事務局の考え方をまとめ、参考あるいは議論のたたき台として作成したものです。

委員長：実は、副委員長と懇談をしていて、副委員長自ら起草してみると言われるのですが、その点について副委員長から発言を。

副委員長：私が書きますと、行政職員が書くひな型とは違ったものになると思いますが、最終的には、このようなひな型に近い形に収まると思いますが、出発点が違うものになると思います。私の場合、行政にも市民のための行政と自治体のための行政と両面があることを前提としたいと思います。そうでないと何でも行政が請け負ってしまうことになってしまいます。

行革項目については、もっと具体的な形でやりたいと思います。例えば、研修ですが、これを市民にも開放してみてもどうかという議論があります。市民、職員とも行政について勉強してもらい、行政について理解を深めてもらうのがいいのではないかと思います。市民にも行政のことが分かるので、要望も的確なものになるのではないかと思います。そのような試案を載せていきたいと思います。行政案と大きく違うとは思いませんが、基本的にアプローチの仕方が違うということです。

委員長：副委員長の構想は、かなり意欲的で面白いと思いますので、こういう考え方のもとにまとめていこうと思いますので、お願いしたいと思います。それについて、どういう項目にするかは、各委員からどんどん意見を出してもらいたいと思います。責任ある提案でなくとも、漠然としていてもかまいません。事務局案との擦り合わせが可能かどうかは今後考えていきたいと思っています。

事務局：行政側との調整の機会は設けさせていただきます。

副委員長：事務局の考えは、この答申案の骨子を見て分かりましたので、当初から事務局案に沿ったものにはならないと思いますが、いずれ接点を探して落ち着かせたいと思います。最初からこの線で行きますとオリジナリティがなくなってしまいますので。

高梨委員：率直に見て、内容はこのようなものだろうとは思いますが、問題は、アクセントのつけ方だと思います。副委員長が言われるように、何でも行政がやる時代は終わったので、従来の行政の観点を変えて、行政のやる部分、市民が負担する部分、市民同士がボランティアでやる部分があること、従来とは行政も変わることを市民にも明確に分かるようにしておく必要があると思います。基本のところは、時代が大きく変わったので、行政も市民もお互いに意識を変えて、市民同士のつながりの中で解決できることは解決するというアングルから捉えるべきだと思います。

委員長：時代が変わったということは本文に入れるべきだと思います。所得の面では、高額所得を得ている層もあれば、リストラされて 500 万円程度に所得が減るという市民も多いという状況になっているわけですから、そういう視点を入れる必要があると思います。情勢の変化を真摯に考えていく必要があります。

高梨委員：この事務局案のなかではあえて議会に対して注文を入れられないのはやむを得ないのですが、何らかの形で議会に対する行革委員会の考えを明らかにすべきではないかと思います。

委員長：議会も今までどおりのやり方で、長い議会をだらだらとやっているのは良くないと思います。短時間でも核心に迫る問題を扱えると思います。例えばアメリカなどでは、夜間に市長の提案に対して市議会議員が市長と相談しあって市民のためにどういったサービスを提供できるかを検討してるわけです。市民はそういう議会を求めています。政党別であるとか派閥であるとか理事者側を追及することなどは、市民の関心ではありません。長い会期などはやめてほしいですし、高給の市議会議員もいないと思います。というように全く新たな視点に立った見解をこの委員会から出していきたいと思っています。

倉本委員：先日、12月に行われた初日の議会本会議、並びに2つの委員会を初めて傍聴しました。本会議からは、議員数が多いこと、無為に時間が過ぎていくような印象を受けました。委員会の質疑の状況では、議員の方々の行政側に対する態度が気になりました。

長澤委員：前から言っていますが、時代が大きく変わったので、従来のやり方ではやっていけないと思います。具体案については今後考えていきますが、今日気づいたことは、旧2市の制度上の違いの問題がこれまでも議論に出ましたが、その解消については事務局案では触れられていないと思います。この点についても市民の関心はあるのではないのでしょうか。その他の部分では項目的には大分網羅されていると思います。

筑井委員：事務局案は、項目的には大部分含まれていますが、限られた財源のなかでの行政運営ですから、NPOを含めて市民参加を活用することと市民の責任を明確にしていくことも必要だと思います。また横須賀市などがかなり効果を上げてきているということですので、電子入札を是非やってほしいと思います。

それからエレベータ、エスカレーターの設置やひばりが丘周辺の整備については、市民から計画が見えないので、これらの進捗状況を市民に示して行ってほしいと思います。

委員長：スケジュール表を示すべきだと思います。また市役所の西武鉄道に対する交渉力が弱いのではないかと思います。

松山委員：事務局案はかなり網羅していますが、抜けているところもあります。それよりもこのままでは従来のものと変わらない新味のないものになると思います。基本的な柱について触れたいのですが、まずはこの答申を出して終わりではなくプラン・ドゥ・シーのマネジメントサイクルで行革を追っていくという行革の進め方について触れておきたいと思います。

それから個別的になりますが、国保や中小企業従業員退職金等共済事業のような現に赤字を垂れ流している事業については、個別項目でなく大きく取り上げて打ち出すべきです。血を流している重症患者ですから、止血措置を盛り込んでいく必要があると思います。

それと、職員の意識改革が非常に重要で、人材育成計画については、もっと大きく取り上げていいのではないかと思います。以上のようなことは答申の柱として載せたいと思います。

委員長：そうした意見を文書として書いて出されてもよろしいですし、副委員長に話されてもいいのですが、今後まとめてどういうスタイルにするか考えていきたいと思いません。

副委員長：行政のシステムとして何かプランニングしたときに、3年なり5年なりの見直し期間を設定することはできますか。例えば答申自体を見直すというような。

事務局：システムとしてできないことはないと思いますが、例えば10ヶ年計画を3年ごとに見直すというようなことをその計画のなかに組み込むことは可能だと思いますが、全ての項目について一律にルール化することについては難しいと思います。

委員長：追加答申ということではできますね。

事務局：はい。

副委員長：答申というのは出すとその後ずっと機能し続けるわけですか。あるいはこの答申は3年とか5年しか機能しない旨を盛り込むことは可能なのでしょうか。

事務局：この委員会で答申をしていただきますと、行政側では、行革大綱というものを作ります。大綱では、行革の期間を定めますので、この大綱期間経過後に新たな大綱を作らなければならなくなりますので、そのときにまたこのような委員会を作って改めて答申をいただくこととなります。

副委員長：期間が定まっていませんと、提言してもいつまでも実現しないと思うわけです。従来の答申は期間が長いと思いますので、もっと短い期間としたいのですが、5年ぐらい経つと答申自体が時代に対して古くなると思います。

事務局：大綱の期間には3年から5年というものが多いと思います。

副委員長：では3年から5年を目安としたいと思います。

委員長：今後については、意見交換しながら、まとめ方としては採決とかでなく、いくらかでも内容を見直しし、また追加をしていくつもりでいきたいと思います。では、本日の会議はこれで終わります。